

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 17911_コニファー水和剤

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 農薬（忌避剤）
使用上の制限 : 推奨用途以外への使用は禁止する

会社情報

保土谷アグロテック株式会社
105-0021
東京都港区東新橋 1-9-2
T 03-6852-0510 - F 03-6274-5839
info@hodogaya-agrotech.co.jp

緊急連絡電話番号

緊急連絡電話番号 : 03-6852-0510

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康に対する有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
	急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
	皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2A
	皮膚感作性	区分に該当しない
	発がん性	区分に該当しない
	生殖毒性	区分 1A
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分に該当しない
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 2 (神経系, 中枢神経系, 血液系, 腎臓)
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 1 (神経系, 呼吸器系, 血液系, 肝臓, 筋肉, 甲状腺, 副腎)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期 (急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期 (慢性)	区分 1

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP) : 危険

安全データシート

17911_ユニファ-水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

危険有害性 (GHS JP)

: 強い眼刺激 (H319)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
臓器の障害のおそれ (神経系、中枢神経系、血液系、腎臓) (H371)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (神経系、呼吸器系、血液系、肝臓、筋肉、甲状腺、副腎) (H372)
長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置

: 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
気分が悪いときは、医師の診察/手当てを受けること。(P314)
眼の刺激が続く場合: 医師の診察/手当てを受けること。(P337+P313)
漏出物を回収すること。(P391)

保管

: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物/容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

: 混合物

名前	濃度 (%)	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法番号	安衛法番号	
ジラム	32.0	(2)-1833,(9)-607	2-(5)-71	137-30-4
エチレングリコール	5.0	(2)-230	既存化学物質	107-21-1
アンモニア水	0.5	(1)-314	既存化学物質	1336-21-6
エタノール	1.5	(2)-202	(2)-202	64-17-5
水、油、界面活性剤等	61.0	-	-	-

安全データシート

17911_ユニフォーム水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

4. 応急措置

応急措置

- 応急措置 一般 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 : 皮膚は多量の水で洗浄する。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 口をすすぐこと。
気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 応急措置をする者の保護 : 救急作業員は適切な個人用保護具を装備する。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候及び症状

- 症状/損傷 吸入した場合 : 呼吸器への刺激のおそれ。
- 症状/損傷 眼に入った場合 : 眼刺激。
- 慢性症状 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ。

医師に対する特別な注意事項

- その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、耐アルコール性泡消火剤
- 使ってはならない消火剤 : ハロン類、棒状注水
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 有毒な煙を放出する可能性がある。
- 消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

非緊急対応者

- 保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
- 応急処置 : 出勤は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。

安全データシート

17911_ユニフォーム水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

緊急対応者

保護具

: 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第8項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。

応急処置

: 不要な職員を退避させる。
安全に対処できるならば漏えい（洩）を止めること。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項

: 環境への放出を避けること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め方法

: 漏出物を回収すること。
流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。

浄化方法

: 吸収剤の中で拡散した液体を吸収する。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

その他の情報

: 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

: データなし

安全取扱注意事項

: 使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
個人用保護具を着用する。
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
皮膚、眼との接触を避ける。

接触回避

: データなし

衛生対策

: 作業服と外出着とを分ける。個別に洗う。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
製品取扱い後には必ず手を洗う。

保管

安全な保管条件

: 施錠して保管すること。
換気の良い場所で保管すること。
容器を密閉しておくこと。

安全な容器包装材料

: データなし

技術的対策

: 涼しくて、よく換気された場所で、熱から離して保存する。

容器包装材料

: 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

エチレングリコール (107-21-1)	
日本 - ばく露限界値 (厚生労働大臣が定める濃度の基準)	
現地名	エチレングリコール # Ethylene glycol
8時間濃度基準値	10 ppm

安全データシート

17911_ユニフォーム水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

エチレングリコール (107-21-1)	
短時間濃度基準値	50 ppm
規則参照	労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項 (令和 6 年 4 月 1 日施行)

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する。

保護具

個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。

呼吸用保護具 : マスクを着用すること

手の保護具 : 保護用手袋

眼の保護具 : 化学用ゴーグル

皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する。

個人用保護具シンボル



環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
外観	: 液体
色	: 類白色
臭い	: データなし
pH	: 8.4
融点	: データなし
凝固点	: データなし
沸点	: データなし
引火点	: データなし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: データなし
相対密度	: データなし
密度	: 1.19 g/cm ³
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: データなし
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の使用、保管、運送の状況下では、当製品は反応しません。
化学的安定性	: 通常の下では安定。
危険有害反応可能性	: 蒸気/爆発性気体の混合が形成されることがある。
避けるべき条件	: 推奨の保存条件及び取扱条件の下では何もありません (第 7 項参照)。

安全データシート

17911_ユニファー水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

混触危険物質 : データなし
危険有害な分解生成物 : 通常の使用条件及び保管条件下において、有害な分解生成物は生成されない。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口) : 区分に該当しない
急性毒性 (経皮) : 区分に該当しない
急性毒性 (吸入) : 区分に該当しない(分類対象外) (気体)
区分に該当しない(分類対象外) (蒸気)
区分に該当しない(分類対象外) (粉じん、ミスト)

17911_ユニファー水和剤	
LD50 経口 ラット	2552 mg/kg
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg
急性毒性推定値 (経口)	2552 mg/kg BW

シラム (137-30-4)	
急性毒性 (吸入:蒸気)	【分類根拠】 データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性/刺激性 : 軽度の皮膚刺激(ウサギ)

17911_ユニファー水和剤	
pH	8.4

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 : ウサギでの眼刺激性試験において軽度の刺激性

17911_ユニファー水和剤	
pH	8.4

呼吸器感作性 : 分類できない
皮膚感作性 : 区分に該当しない
生殖細胞変異原性 : 分類できない
発がん性 : 区分に該当しない
生殖毒性 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 区分に該当しない
臓器の障害のおそれ (神経系, 中枢神経系, 血液系, 腎臓)
呼吸器への刺激のおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (神経系, 呼吸器系, 血液系, 肝臓, 筋肉, 甲状腺, 副腎)
誤えん有害性 : 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

生態系 - 全般 : 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性。
水生環境有害性 短期 (急性) : 水生生物に非常に強い毒性
水生環境有害性 長期 (慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

17911_ユニファー水和剤	
LC50 - 魚 [1]	1.9 mg/l

安全データシート

17911_ユニファア水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

17911_ユニファア水和剤	
EC50 - 甲殻類 [1]	0.3 mg/l
ErC50 藻類	0.22 mg/l

残留性・分解性

17911_ユニファア水和剤	
残留性・分解性	急速分解性でない

生体蓄積性

17911_ユニファア水和剤	
生体蓄積性	データなし

土壤中の移動性

17911_ユニファア水和剤	
土壤中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

推奨製品/梱包処分	: 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
廃棄方法	: 許可を得た収集業者の分別回収に準拠して内容物/容器を廃棄する。
地域の廃棄規則	: 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
推奨下水処理	: 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
追加情報	: 空の容器を再利用しない。

14. 輸送上の注意

UN RTDG / IMDG / IATAに準ずる

国際規制

国連勧告(UN RTDG)

国連番号 (UN RTDG)	: 3082
正式品名 (UN RTDG)	: 環境有害物質 (液体) (Ziram)
容器等級(UN RTDG)	: III
輸送危険物分類 (UN RTDG)	: 9
危険物ラベル (UN RTDG)	: 9



クラス (UN RTDG)	: 9
少量危険物 (UN RTDG)	: 5L
微量危険物 (UN RTDG)	: E1

安全データシート

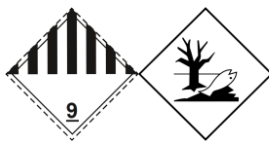
17911_ユニファ-水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

包装指令 (UN RTDG) : P001、IBC03、LP01
特別包装規定 (UN RTDG) : PP1
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/要件 (UN RTDG) : T4
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/特別要件 (UN RTDG) : TP1、TP29

海上輸送(IMDG)

国連番号 (IMDG) : 3082
正式品名 (IMDG) : ENVIRONMENTALLY HAZARDOUS SUBSTANCE, LIQUID, N.O.S. (Ziram)
容器等級(IMDG) : III
輸送危険物分類 (IMDG) : 9
危険物ラベル (IMDG) : 9



クラス(IMDG) : 9
特別規定 (IMDG) : 274、335、375、969
少量危険物(IMDG) : 5 L
微量危険物(IMDG) : E1
包装要件(IMDG) : LP01、P001
特別包装規定 (IMDG) : PP1
IBC 包装要件(IMDG) : IBC03
ポータブルタンク包装規定 (IMDG) : T4
輸送特別規定-タンク(IMDG) : TP1、TP29
緊急時計画番号(火災) : F-A
緊急時計画番号(流出) : S-F
積載区分 (IMDG) : A
緊急時応急措置指針番号 : 171

航空輸送(IATA)

国連番号 (IATA) : 3082
正式品名 (IATA) : Environmentally hazardous substance, liquid, n.o.s. (Ziram)
容器等級 (IATA) : III
輸送危険物分類 (IATA) : 9
危険物ラベル (IATA) : 9



クラス (IATA) : 9
PCA 微量危険物(IATA) : E1
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA) : Y964
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量 (IATA) : 30kgG
PCA 包装要件(IATA) : 964
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA) : 450L
CAO 包装要件(IATA) : 964

安全データシート

17911_ユニファ-水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA) : 450L
特別規定(IATA) : A97、A158、A197、A215
ERG コード (IATA) : 9L
海洋汚染物質 : 該当

国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 171
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

化審法 : 優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項)
労働安全衛生法 : 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 5 7 条第 1 項、施行令第 1 8 条第 2 号～第 3 号、安衛則第 3 0 条別表第 2)
【改正後 令和 8 年 4 月 1 日以降】
名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 5 7 条第 1 項、施行令第 1 8 条第 2 号～第 3 号、安衛則第 3 0 条別表第 2)
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 5 7 条の 2 第 1 項、施行令第 1 8 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 3 4 条の 2 別表第 2)
アンモニア (別表の番号: 152)
エタノール (別表の番号: 205)
エチレングリコール (別表の番号: 261)
ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム) (別表の番号: 1596)
【改正後 令和 8 年 4 月 1 日以降】
名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 5 7 条の 2 第 1 項、施行令第 1 8 条の 2 第 2 号～第 3 号、安衛則第 3 4 条の 2 別表第 2)
アンモニア (別表の番号: 152)
エタノール (別表の番号: 205)
エチレングリコール (別表の番号: 261)
ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム) (別表の番号: 1596)
腐食性液体 (労働安全衛生規則第 3 2 6 条)
濃度基準値設定物質 (安衛則第 5 7 7 条の 2 第 2 項、令和 5 年 4 月 2 7 日告示第 1 7 7 号、令和 5 年 4 月 2 7 日公示第 2 4 号)
皮膚等障害化学物質等・皮膚刺激性有害物質 (安衛則第 5 9 4 条の 2 第 1 項、令和 4 年 5 月 3 1 日基発 0 5 3 1 第 9 号、令和 5 年 7 月 4 日基発 0 7 0 4 第 1 号・5 該当物質の一覧)
皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質 (安衛則第 5 9 4 条の 2 第 1 項、令和 4 年 5 月 3 1 日基発 0 5 3 1 第 9 号、令和 5 年 7 月 4 日基発 0 7 0 4 第 1 号・5 該当物質の一覧)
化学兵器禁止法 : 有機化学物質 (法第 2 9 条 1、施行令第 4 条 1)

安全データシート

17911_ユニフォーム水和剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

水質汚濁防止法	: 有害物質（法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条） 指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（中央環境審議会第9次答申） 揮発性有機化合物（法第2条第4項）（環境省から都道府県への通達）
海洋汚染防止法	: 個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示） 油性混合物（施行規則第2条の2） 有害液体物質（X類物質）・油性混合物（施行令別表第1第1号イ（81）） 有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Z類物質）（施行令別表第1） 有害液体物質（Y類同等の物質）（環境省告示第148号第2号） 有害液体物質（Z類同等の物質）（環境省告示第148号第3号）
外国為替及び外国貿易法	: 輸出承認貨物・特定有害廃棄物等（法第48条第3項、輸出令第2条別表第2の35の2の項） 輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 有害性物質（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	: その他の有害物件（施行規則第194条危険物告示別表第1）
水道法	: 有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
下水道法	: 水質基準物質（法第12条の2第2項、施行令第9条の4）
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	: 第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1） ビス（N, N-ジメチルジチオカルバミン酸）亜鉛（別名ジラム）（管理番号： 328）（32%）
労働基準法	: 疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）
農薬取締法	: 該当

16. その他の情報

その他の情報 : 登録番号 17911。

免責条項 当該シートに記載されている情報は信頼できる情報をもとにしているが、情報の正確性について明示・暗示を問わずいかなる保証をするものではない。製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負わない。当該シートは本製品にのみ使用するべきである。本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがある。